# 大正期の盆踊り復興に関する歴史的研究

―岐阜県の郡上おどり保存会を事例に―

# 伊東 佳那子\* 來田 享子\*\*

#### 抄録

岐阜県の郡上おどり保存会(以下、保存会)は、1923(大正12)年に明治時代に禁止された盆踊りの復興 を目指し設立された。保存会の取り組みにより現在の郡上おどりは、岐阜県の重要な観光資源となっている。 本研究では、郡上おどりの観光資源化に貢献した保存会の設立経緯を明らかにする。この検討により、伝統 的な身体文化を観光資源化し、その持続可能性を高めるために必要とされる知見の一端を得ることができる と考える。具体的な検討課題は、(1) どのような経緯で保存会が設立されたのか、(2) どのような人物が保 存会設立に関わったのか、(3) 岐阜県における保存会設立前の盆踊りの実施状況、の3 点とした。 検討の結果は以下のとおりである。

保存会の設立には、神谷、堀口ら地元の熱心な有力者が貢献した。当時の警察署長による盆踊りの取り締まりや、郡上八幡町で起こった大火事により、保存会の設立には5年以上を有した。警察署長による盆踊りの取り締まりは、盆踊りが風俗上問題があると認識されたことに加え、富山県から全国に広がった米騒動を 懸念して行われた。その後、神谷と堀口は警察署長と交渉を重ね、保存会の設立に成功した。設立時、神谷と堀口は保存会に多数の委員を設けることにより、盆踊りの風紀改善に努めた。これにより、盆踊りは「健 全な娯楽」として、近代化する社会に承認された伝統文化として位置づけられることとなった。

設立時の保存会役員は、町の有力者が中心であった。会長には、当時の消防協会会長が務め、副会長には 次期町長となる人物が就任した。他にも、町の店主をはじめ多くの地元住民が賛助会員として支援していた。 さらに、賛助会員には市外や県外の人々の存在も確認された。保存会は、地元住民だけでなく市外や県外の 人々に賛助を求めることで、郡上おどりを全国的に広めようとした状況がうかがえた。

当時の新聞記事から、盆踊りは、保存会の設立以前には、会合などの余興としても踊られていたことが明 らかになった。しかし1914(大正3)年までは、明治天皇の諒闇により盆踊りが中止されていた。

保存会が設立され、郡上おどりが岐阜県の観光資源となるためには、時代の制約の中で「健全な」身体文 化へと変容することが求められた。本研究により、盆踊りの継承には、伝統文化を保持する側面と同時に、 時代の流れに適合する必要があることが明らかになった。また、盆踊りの保存には、熱心な地元住民の存在 は不可欠であり、そのための人材育成と協働のための組織化が重要な鍵になると考えられる。

### キーワード: 盆踊り, 復興, 保存会, 郡上おどり

\* 中京大学大学院体育学研究科 〒470-0393 愛知県豊田市貝津町床立101
\*\* 中京大学スポーツ科学部 〒470-0393 愛知県豊田市貝津町床立101

# Historical Studies on Restoration of Bon Odori in the Taisho Era

-The Case of Gujo Odori "Hozon-Kai" in Gifu-

Kanako Ito\* Kyoko Raita\*\*

# Abstract

The *Gujo Odori* Preservation Association (hereinafter "Hozon-Kai") in Gifu was established in 1923 to restore Bon Odori, which had been prohibited in the Meiji era. According to the activities of Hozon-Kai, *Gujo Odori* is an important tourism resource in Gifu. The purpose of this research is to clarify the establishment of Hozon-Kai, which contributed to the development of *Gujo Odori* as a tourism resource. Through this examination, it is possible to make some findings that are needed to transform traditional culture relating to the body into a tourism resource and enhance its sustainability. More specifically, the study was conducted to discuss three issues: (1) the process how Hozon-Kai was established, (2) who was involved in the creation of Hozon-Kai, and (3) the performance status of Bon Odori before Hozon-Kai was established in Gifu.

The results of this study are as follows.

Local influential persons who were passionate about this issue such as Kamiya and Horiguchi contributed to the creation of Hozon-Kai. It took five years before Hozon-Kai was established due to crackdown against Bon Odori by the chief of police and to major fire in Gujo Hachiman Town. The crackdown was implemented because Bon Odori was considered to corrupt public morals and also from a concern that Bon Odori might trigger *"Kome-Sodo,"* which spread from Toyama to the whole nation. Thereafter, Kamiya and Horiguchi started negotiations with the chief of police and established Hozon-Kai. Kamiya and Horiguchi created several committees to improve the morals of Bon Odori. As a result, Bon Odori was regarded as "wholesome entertainment" as traditional culture approved by modern society.

The board members of Hozon-Kai at the time of establishment were mainly influential people in the town. The president was the chairman of the firefighters association, and a mayor in the neighboring town served as vice president. The supporting members included shopkeepers of the town and many local people. Furthermore, it was noted that Hozon-Kai's supporting members included persons from other towns, which indicates that they intended to spread *Gujo Odori* nationwide by seeking support from not only local people but from people from other towns and prefectures.

According to newspaper articles, Bon Odori was performed as entertainment following various public meetings before Hozon-Kai was established. However, Bon Odori was not performed until 1914 due to mourning for the Meiji Emperor.

Following the establishment of Hozon-Kai, it was necessary, under the constraints of the times for *Gujo Odori* to become a "wholesome part of physical culture and become a tourism resource. This study shows that handing down Bon Odori requires efforts for both preservation of cultural traditions and adaptation to the trends of the times. In addition, the presence of enthusiastic local residents is indispensable, and human resource development and creation of an organization to promote collaboration is considered to be an important key.

Key Words: Bon Odori, restoration, Preservation Association, Gujo Odori

<sup>\*</sup> Graduate School, Chukyo University  $\overline{\pm}470$ -0393 101 Tokodachi Kaizu Toyota Aichi JAPAN

<sup>\*\*</sup> Chukyo University  $\overline{\phantom{a}}470$ -0393 101 Tokodachi Kaizu Toyota Aichi JAPAN

# 1. はじめに

盆踊りは、民俗芸能、民俗舞踊の一つに位置づけられ、日本のよき文化であるとされている。夏には全国各地で踊られており、足立(2004)は、盆踊りのような「ローカルな伝統文化が、その地域にとっての重要な観光資源として位置づけられ、地域づくりの契機になる」と指摘する。また、2018年に文化庁が策定した

「文化芸術推進基本計画—文化芸術の「多様な価値」 を活かして、未来をつくる(第1期)—」では、文化 芸術の「多様な価値」を活かして、「文化芸術立国」の 実現を目指すことが目標とされている。この基本計画 の中で、文化財の積極的な保存・活用により、地方創 生や地域経済の活性化等を進めることが目指されてい る(文化庁 HP)。国の文化財に登録されている盆踊り は、この取り組みの一端を担うと考えられる。

本研究が対象とする郡上おどりは、日本三大盆踊り の一つであり、岐阜県郡上市八幡町において開催され る伝統的な盆踊りである。その起源は、寛永年間

(1624-1644 年) に地域の人々の融和を図るため催し たことにあるとされている(文化庁、1996)。しかし、 明治時代に盆踊りは風紀を乱すものとされ、全国的に 禁止された。岐阜県においても、1874(明治7)年に 盆踊り禁止令が公布され、盆踊りが「無益」な「悪習」 とされた。また、1882(明治15)年には、高山警察署 により豊年踊りを禁じる通達が岐阜日日新聞に掲載さ れた(伊東、2017)。しかし、5年後の1887(明治20) 年には、現在の郡上おどりの演目の一つと考えられる

「川崎踊」が地元の人々の自発性によって始められた。 人々は女装や男装、天狗や水干など様々な扮装で参加 した。これは、昔の盆踊りの姿を再現したものであり、 盆踊りの復興という動きがみられた事例であった(伊 東、2017)。

1923 (大正12) 年には、町の有志によって「郡上お どり保存会」(以下、保存会)が設立され、盆踊りの復 興が本格的にめざされた。保存会は、明治時代に禁止 された盆踊りを復興させるため、「健全な娯楽として」、

「健全な歌詞を精選」し、多種多様な踊りを「整理」 した(高橋、2013)。つまり、時代の変容に対応させな がら盆踊りを大衆化させ、発展させたのである。具体 的に保存会が行ったことは、踊り種目の決定、踊り方 の統一、歌詞の変更であった。

こうした保存会の取り組みは、多くの観光客を惹き つけることに成功した。1996(平成8)年には、国の 重要無形民俗文化財の指定を受け、郡上市八幡町の重 要な観光資源となった。しかし、現在は郡上おどりの 観光化に伴い、地元の人の「踊り離れ」による担い手 や後継者不足が問題視されている。

地域における民俗芸能の伝承が抱える課題を解決す るためには、人々の生活に根付いた盆踊りの存在価値 を歴史的に考える視点が不可欠である。

# 2. 目的

以上の背景を踏まえ、本研究の目的は、岐阜県の郡 上おどりの観光資源化に大きく貢献した「保存会」の 設立経緯を明らかにすることとした。具体的に以下の 3つの課題を設定した。課題1では、保存会設立の意 図や経緯を保存会設立時の会議録から明らかにする。 課題2では、先行研究で指摘されている保存会設立に 関わった町の有志とはどのような人物であったかを、 保存会設立時に発行された史料などから検討する。課 題3では、明治時代にみられた盆踊り復興の動きが保 存会設立前にもみられたのか、盆踊りの実施状況を当 時の地方新聞から明らかにする。

本研究で郡上おどりの復興の背景を検討することは、 明治政府が禁止した盆踊りの価値や重要性を再認識さ せた事例を提示すると共に、地域に深く根付いた日本 特有の伝統文化を保存、活用する郡上市や文化庁など の政策に寄与する点において意義を有する。

# 3. 方法

検討する史資料を以下に示す。

課題1:『郡上八幡町史 史料編6』に掲載されている 保存会設立時の会議録から保存会設立の契機となった 内容を抽出し分析する。会議録の原本の所在を確認す ることができないため、上記の資料を用いる。

課題2:設立時の保存会役員が記載されている『郡上 八幡町史 史料編 6』や、保存会発行の『郡上おどり』 『郡上踊』から、当時の役員がどのような人物であっ たかを検討する。

課題3:「岐阜日日新聞」(1880年創刊、岐阜県図書館 所蔵)における盆踊りに関する記事を抽出する。対象 は、岐阜県図書館に現存する1912(大正1)年~1918

(大正 7)年までであるが、この期間の多くの記事が 欠けているため、悉皆的な検討は困難であった。

### 4. 結果及び考察

#### 4.1. 保存会設立の経緯

1923 (大正 12) 年に設立された保存会の会議録の検 討から、保存会が設立する以前に、盆踊りの永続保存 をめざす動きがあったが、実現には至らなかったこと が明らかになった。会議録に記された内容を抜萃し以 下に記す。

- 1. 起源地テアル八幡町テハ踊ガ多種多様トナリ或 ハ風俗上ニモ如何カトナリ
- 大正七(一九一八)年時ノ八幡警察署長和田茂氏 ノ如キハー大干渉ヲ試ミ
- 三百年ノ歴史ヲ有シ而モ我八幡町ノ年中行事モ 其願ノ薄ラグニ至ツタノヲ遺憾トスルモノ多数 デアツテノテ
- 此道ノ熱心家神谷治兵衛氏ハ堀口鉄吾氏ト謀リ 是ガ永続保存ニ意ヲ用ヒタリシモ如何セン時ノ 和田署長ハ其意ヲ容レズ
- 5. 米価暴騰ニ因ル富山市ノ米騒動ハ当町ニモ波及 セントスル形跡アル等ヨリ此種ノ集団ニハー層 圧迫ヲ加フルヲ見ル

以上から、盆踊りの保存について、当時の警察署長 であった和田茂と住民とが対立関係にあったことが明 らかになった。また、当時の岐阜県では盆踊りが「風 俗上如何」かと考えられていた。そのため、和田によ って盆踊りの「一大干渉」がなされたのである。この 出来事は、当時の関係者にとっては「遺憾」に思うも のであったとされたことから、地域住民にとっての盆 踊りの重要性は高かったと推察される。

さらに、会議録から「一大干渉」を行った和田が盆 踊りに「一層圧迫」を加えたことが明らかになった。 その契機となったのは、1918(大正7)年に富山県か ら全国に広がった米騒動である。岐阜県においても岐 阜市と大垣市で騒動が起こったことから、和田は郡上 八幡町でも騒動が起こることを懸念し、盆踊りに「一 層圧迫」を加えたと考えられる。

会議録では、盆踊りの保存に熱心であった神谷治兵 衛と堀口鉄吾という2名の人物名が記されている。両 者は、後の保存会設立に大きく貢献した人物であった。

保存会の設立をさらに阻んだ出来事が、1919(大正 8)年7月に郡上八幡町で起こった大火事であった。 会議録にも次のように記されている。

大正八 (一九一九) 年当町ノ大火アリテ盆踊ナド思 ヒモヨラヌ有様トナリ爾来両三年間盆踊ヲ遠慮差 控へタリ

この火事は「大正の大火」と呼ばれており、7 つの 町が消失するほどの大きな被害を受けた。人々は、こ の出来事に伴い3年間盆踊りを自粛したのである。

しかし、この自粛の期間に保存会設立に向けての動 きがあったことが会議録に記されている。

- 1. 火災後中西久五郎氏ハ大正八年秋八幡署長トシ テノ赴任アリ
- 2. 一方北町住家モ其後大体旧ニ復シタレバ神谷、堀

ロ両氏ハ坪井房次郎氏(当時郡上郡消防協会長) ニ図リ同氏ヲ会長ニ鷲見甚造氏ヲ副会長トシテ 郡上踊保存会ヲ組織シ

- 郷土芸術ヲ永遠ニ保存セント踊ノ種類ヲモ、川崎、 さわぎ、松坂、三百、甚句、猫ノ子、ヤッチクノ 七種ト限定風紀ノ改善取締ニモ極力努ヌルコト トシ其レガ為ニハ多数ノ委員ヲモ設クルコトヲ 約シ
- 大正十二(一九二三)年七月中西署長ニ対シ種々 交渉ヲ重ネタル結果漸ク是レガ承認ヲ得タ

神谷、堀口は、大火事の被害にあった町の復旧を待ち、「郡上踊保存会」を組織した。両名は、当時郡上郡の消防協会会長であった坪井房次郎を会長、鷲見甚造を副会長とした。鷲見は、次期町長となるほどの有力者である。組織された保存会には、郷土芸術を永久的に保存する目的で、踊り種目を限定し、風紀の改善、取締に極力努めるため多数の委員が設けられた。その後、和田に代わって赴任した中西久五郎警察署長と交渉を重ね、1923 (大正12)年に保存会設立の承認を得た。つまり、保存会は、問題視されていた盆踊りの風紀を改善することによって成されたのである。

保存会設立時の会議録から、大正時代の盆踊りには、 警察署長と住民の間で認識や価値に対する相違があっ たことが明らかになった。和田は、盆踊りを問題視し 続けた一方で、住民は盆踊りを後世に残そうとした。 つまり、「三百年ノ歴史ヲ有シ而モ我八幡町ノ年中行事」 である岐阜県の盆踊りが、和田による「一大干渉」や 「圧迫」によって消失する可能性を防ごうとした人々 が、盆踊りの永続保存に動いたのではないだろうか。 この盆踊りに対する相違により、保存会の設立には長 い時間がかかったが、神谷、堀口によって保存会は設 立された。次節では、当時の役員がどのような人物で 構成されていたかをみていく。

#### 4.2. 保存会設立時の役員

『郡上八幡町史 史料編 6』によれば、設立時の保存 会役員は、合計 51 名で構成されていた(表 1)。

保存会の顧問には、郡上八幡町の郡長、警察署長、 町長が使命されている。この3名を役員に加えたこと は、盆踊りが町の公認の娯楽となったことを象徴する ものであった。また前述の通り、会長には坪井、副会 長には鷲見が就任した。上記の他にも、町の有力者が 役員に加わっていた。例えば、幹事の清水義廣は、郡 上八幡町の消防組設立の発起人、前田甚七郎は商店の 店主、また相談役の西部亀吉は呉服店の店主である。 このように、当時の役員は町の中心人物や有力者によ って構成されていたことがわかった。

表1. 保存会設立時の役員構成

顧問	郡長、署長、町長
会長	坪井房次郎
副会長	鷲見甚造
幹事	伊藤保次郎、清水義廣、前田甚七郎、 堀口鉄吾、平沢順一郎
相談役	平野六之助、神谷治兵衛、西部亀吉
委員	38名

保存会は、設立の翌年に「郡上踊」というパンフレ ットを発行した。このパンフレットは、神谷が編集を 務め、「郡上踊宣傳の爲」に発行されている。内容は、 主に郡上おどりの演目7つのお囃子であったが、末尾 には賛助会員の氏名が 11 ページに渡って掲載された

(写真1)。 賛助会員は、「市内之部」と「市外之部」に 分けられ、市内が 165 名、市外が80名の合計 245 名という会員数で あった。また、「市外之 部 の中には、旧藩主で あった青山子爵をはじ

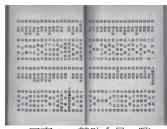


写真1. 賛助会員一覧 め、東京市、名古屋市、山 形県東源寺、北海道庁立札幌第一中学校など様々な場 所に所属する者の氏名が記されていた。本研究では、 替助会員に記載のあった人々が、保存会や郡上おどり とどのような繋がりを持っていたかについて明らかに することはできなかったが、保存会設立時にはすでに 郡上おどりが郡上八幡町に留まらず、市外、他県にま で広まっていたことがうかがえた。

さらに、本パンフレットには現在でいうスポンサー のように店名や店主の名前の記載もみられた(写真2)。



写真2. スポンサー

以上のように賛助会員 や店名などが掲載された ことに加え、神谷がパン フレットに「本冊子編纂 に當り賛助員として御後 援を賜りし」と記したこ とから、町の有力者や住民

だけでなく、市外、県外の人々の協力を得て、郡上お どりの普及が行われたと考えられる。また、それだけ 広く宣伝をすることで、盆踊りの保存により一層努め ようとした可能性も示唆された。

#### 4.3. 保存会設立前の町の様子

1912 (大正1) 年~1918 (大正7) 年までの新聞記 事の検討から、盆踊りや踊りに関する記事を8件確認 することができた(表2)。このうち年月日の古い順に

みた1件は、盆踊りの中止を伝える内容であったが、 残りの7件は、庶民が祭典や日々の生活の中で踊りを 行った様子を報じていた。

# 4.3.1. 盆踊りの中止を伝達する記事(1件)

1914 (大正3) 年9月4日の記事には、高山町(現: 高山市)にて毎年盆の時期に行われる盆踊りを今年は

「其筋の意嚮にて」中止する内容が報じられた。報道 によれば、この盆踊りは市中各所に踊り場を設けて踊 られる有名なものであった。そのため、盆踊りの中止 は淋しいものだと記されていた。また、「其筋の意嚮」 については、具体的な内容が記載されていなかったが、 翌 1915(大正 4)年の「三年振の軍旗祭」という記事 に次のような記載がみられた。

(略) 歩兵第六十八聯隊軍旗祭は、一昨、昨の兩年 は諒闇中とて御遠慮申上げたるが諒闇明けの本年 は一層花々しく挙行の筈(略)

上記から、一昨年と昨年の両年は、諒闇中であった ために、軍旗祭を行わなかったことがわかる。1912(明 治45)年に明治天皇が崩御してから、3年間は諒闇と された。つまり、この期間は軍旗祭のように、盆踊り の実施が自主的に控えられたと考えられ、「其筋の意嚮」 とは諒闇に関することであったと推察される。

#### 4.3.2. 盆踊り実施の様子を伝達する記事(7件)

盆踊りの中止が報じられた1914(大正3)年に、吉 城郡古川町(現:飛驒市)では例祭が実施された。こ の例祭は、近年稀にみる大豊作の祝いや日獨戦争の戦 勝祈念のために行われる予定であったが、「お祭り騒ぎ は成可く避けて質素を旨と」することが目指された。 それでも夜には、若者が神社に集まり豊年踊りを開催 し活気に溢れていた様子が報じられた。1914(大正3) 年は、未だ諒闇中であることに加え、第一次世界大戦 が勃発した年である。この2つの出来事により質素に 過ごすことが求められた可能性が考えられた。

1915 (大正4) 年11月の記事には、奉戴式の夜に盆 踊りが行われたという内容が掲載された。そこには、 郡上郡奥明方村(現:郡上市)で行われた御眞影奉戴 式の夜に、豊年祝いを兼ねて盆踊りが「元気潑溂」と 実施された内容が記された。また、同月には、郡上郡 八幡町の各町が奉祝として余興を行い、八幡町が雀踊、 消防隊の赤谷組は餅つき踊を催した。雀踊とは現在、 和歌山県の無形民俗文化財に指定されている踊りであ り、餅つき踊は現在埼玉県で行われている。この2つ の踊りがどのようなものなのか、なぜ岐阜県で踊られ ていたのか本研究では明らかにならなかった。

1917 (大正6)年になると盆踊りの実施が多くみら れるようになる。6月には、高山の公会堂の宴会の余

1914(大正3)年 9月4日	「高山の盆踊中止」高山町は本月一日より盂蘭 盆會にて例年ならば有名なる盆踊を爲し市中各 所に踊場を設けて(略)今年は其筋の意嚮にて 中止したる爲め極めて淋しく(略)
1914(大正3)年 9月15日	「古川近郷のお祭」吉城郡古川町付近の村落に て(略)本年は近年稀有の大豊作なるを見越し て前景気宜しく且又た日獨開戦の結果戦勝祈念 を兼ねての例祭を執行する向多しされどお祭り 騒ぎは成可く避けて質素を旨とし(略)何れの 村においてもお祭りの當夜は村の若き男女等鎮 守の森に集ひ一同輪を作りて豊年踊を催すなど 至る處に活気充溢し居たり
1915(大正4)年 11月2日	「奉戴式と盆踊」郡上郡奥明方村小学校に於て 廿八日御眞影奉戴式を挙げ(略)夜は元気潑溂 たる盆踊を爲し豊年祝を兼ねて行ひたり
1915 (大正4) 年 11月19日	「八幡町の奉祝」郡上郡八幡町の各町は(略) 十六、七日の両日は本町の雀踊、鍛冶屋町の祭 式行列、正木町の将棋駒行列等あり中には下井 山の催せる消防組は隊をなして全町を練り廻り 夜間は時間交代にて夜を徹し町々の非當を警戒 するなど最も威すべきものにて赤谷組の餅つき 踊など面白きものありたり
1917 (大正6) 年 6月1日	「高山の二日間」経つて公會堂の宴會に列り餘 興の高山踊などを観たり。高山踊とは所謂盆踊 にして鄙ひたる唄の調子、緩やかな太鼓の調べ など山村特有の情調に富みたり
1917(大正6)年 8月14日	「人氣湧く八幡町」畜産共産會、山林會總會其 他二十種に近き會合を九月廿日以降数日間に開 催する郡上郡八幡町にては今や官民其準備に昼 夜■行殆んど忙殺さるゝの状態にして同地空前 の盛時を迎ふる(略)尚餘興として計畫されし は左の如し 二十三日愛宕公園にて八幡踊
1917(大正6)年 10月7日	「品評會の餘興」盛んなりし飛驒高山製糸品評 會並に三団体總會も去五日を以て閉會したるが 右開會中興を添ふべく催されたる(略)又市街 及び店頭装飾は三之呉服商組合の電燈装飾女子 校の入口に設けた鈴輪青年會の緑門を一等に、 肴横町、二之町上の球燈柱、川原町の盆踊 (略)を二等に審定されたり
1917(大正6)年 10月25日	「大垣町空前の賑ひ」昨二十四日午前九時戸田 伯爵親祭の下に大垣招魂社に於て戊辰役五十年 祭を執行せり(略) <u>全町の餘興</u> (略)養老鉄道會社にて営業■■ 附近に於て大規模なる獅々舞を催し揖斐川電化 興行會社にても蓋藩時代の全盛を極めし津汲踊 りを市中各所にて催し(略)

興として高山踊が行われた。この記事によれば、高山 踊とは、「所謂盆踊にして鄙ひたる唄の調子、緩やかな 太鼓の調べなど山村特有の情調に富みたり」と説明さ れている。

9月には郡上郡八幡町にて会合が開催され、その余 興として八幡踊が踊られた。この会合は、畜産共産会、 山林会総会など 20ほどの会合を数日間に渡って開催 したものであり、記事には「同地空前の盛時を迎ふる」 とされ、町をあげてその準備を行っている様子が記さ れた。余興には、八幡踊の他に、角力大会や花火大会、 手踊りが計画されていた。記事の内容からこの会合に は、市外や県外から多くの人が訪れた可能性が考えら れる。つまり、郡上郡八幡町は、八幡踊を、町を代表 する文化の一つとして余興に選定した可能性が示唆さ れた。

さらに10月には、大垣町(現:大垣市)にて戊辰役 五十年祭が執り行われた。ここでは大垣町の町がそれ ぞれ余興を行い、その一つとして津汲踊りが市中各所 にて行われた。津汲踊りとは、現在岐阜県揖斐川町東 津汲にて伝承されている東津汲鎌倉踊ではないかと推 測する。この津汲踊りは「舊藩時代の全盛を極めし」 と記されたように、江戸時代に行われた踊りを復活さ せたものであり、また現在にも伝承されていることか ら盆踊り復興の一つの事例であると考えられる。

大正初期は、明治天皇の諒闇に伴い、盆踊りの中止 や盛大に行うことが慎まれたことが明らかになった。 しかし、諒闇明けからは様々な例祭などで行われてお り、盆踊りは祭りのなかで欠かせない役割を果たして いたと考えられる。さらには、1917(大正6)年に開 催された会合の余興に選定されたことから、この頃か ら既に盆踊りが町を代表する文化であった可能性が示 唆された。

# 5. まとめ

本研究では、岐阜県の郡上おどりの観光資源化に大 きく貢献した保存会の設立経緯を明らかにした。ここ では、本研究で明らかになった事例を時系列にまとめ 考察していく。

岐阜日日新聞の検討から、1914(大正3)年に盆踊 りが中止されたことが明らかになった。その理由は「其 筋の意嚮」とされたが、明治天皇の諒闇の期間であっ たことが関係していると考えられる。そのため、諒闇 であった3年間は、盆踊りだけでなく祭り自体も中止、 延期となっており、自主的に控えられた様子がうかが えた。諒闇が明けてからは、盆踊りの実施について記 載した記事が7件確認された。盆踊りは例祭や奉戴式、 戊辰役五十年祭など様々な場面で踊られた。さらには、 1917(大正6)年に数日間に渡って郡上八幡町で行わ れた畜産共産会、山林会総会などの会合の余興として 「八幡踊」が踊られた。

保存会に関する史資料の検討から、盆踊りの永続保存に動いた「熱心家」が存在し、保存会の設立に大きな役割を果たしたことが明らかになった。しかし、当時の警察署長による盆踊りの「一大干渉」や、1919(大正8)年に郡上八幡町で起きた大火事により、保存会という組織体制の構築に時間がかかってしまった。

当時の警察署長は、盆踊りを否定していたことに加

え、富山県で起きた米騒動が郡上八幡町においても起 きることを懸念した。盆踊りは、これまで政府への反 逆行為に利用された歴史をもっている。明治時代にお いても「盆踊りの輪がつくりだす非日常的な社会編成 は、集会条例が禁止の対象とした政治演説のアジテー ションと同様(あるいはそれ以上に)、治安当局にとっ て警戒すべき事態だった」と兵藤(2005)は指摘する。 こうした歴史もふまえ、警察署長は盆踊りの集団性に 厳しい目を向けていたと考えられる。

警察署長との交渉の末、1923 (大正 12) 年に設立さ れた保存会には、消防協会会長や次期町長をはじめ、 多くの有力者が携わっていた。保存会は町の有力者の 協力を得ることで、盆踊りを町の中心的な文化として 位置づけたのである。また、設立時に発行されたパン フレットには、現在でいうスポンサーや賛助会員名簿 が掲載されており、多くの人の支援によって保存会が 成り立っていたことが明らかになった。賛助会員には、 市外、県外の人も存在した。これは、郡上おどりが郡 上八幡町を越えて既に広まっていたことを示すと共に、 郡上おどりを全国的に広めるために、市外や県外の有 力者に賛助を求めた可能性が考えられた。

保存会は設立以降、盆踊りを「健全な娯楽」とする ためにこれまで伝承されてきた様々な要素を改善して きた。例えば、伊東(2017)の検討では、保存会は、 卑猥な歌詞を取り除き、地域の特色を唄う歌詞へと変 更していた。保存会設立時には、「熱心家」であった神 谷、堀口が盆踊りの改善と取締に努めた。本研究では、 この改善の具体的内容は明らかにならなかったが、会 議録に「風俗上ニモ如何カトナリ」と記載されていた ことから、当時問題視された要素を変容したと考えら れる。また、当時の警察署長は、明治時代にみられた 盆踊りの否定的な捉え方と同様の考えを持っていたこ とから、政府側による盆踊りの認識は明治時代から大 正時代にかけてあまり変わっていなかった可能性がう かがえた。そのような考えを持つ警察署長が承認する 「健全な娯楽」とは、反社会性、非日常性という盆踊 りの伝統的な要素が取り除かれた、地域の特色を描き 出す町の娯楽を意味するものであったと考えられる。 つまり、保存会による盆踊りの改善は、盆踊りが本来 持つ要素を消失させた一方で、社会に適応した「近代 的」な伝統文化を構築したのであった。

渡邉(2007)は、「伝統は不変の現実ではない。様々 な局面で変化していく。」と指摘する。保存会による「近 代的」な伝統文化の創出は、大正時代に盆踊りを保存 するためには不可欠であったと考える。町や国の文化 となっている盆踊りが後世にも継承され続けるために は、時代の流れに適した形に変容させることが求めら れるだろう。しかし、その変容の中で、文化庁の掲げ る「多様な価値」について問い直す必要性があるので はないだろうか。特に国の重要無形民俗文化財となり、 永久的に保存、伝承する義務をもつ郡上おどりは、禁 止されてもなお踊り、保存へ動いた住民と盆踊りの深 い関係性こそが多様な価値の一つだと考えられる。 今 後、郡上おどりの保存、発展のためには、熱心な地元 住民の存在は不可欠であり、そのための人材育成と協 働のための組織化が重要な鍵になるだろう。

今後の課題として、本研究において明らかになった 津汲踊りの復興の事例について検討し、現在の郡上お どりとは違い、観光化しなかった盆踊りがどのような 役割を果たしてきたかを明らかにしていく。

#### 【参考文献】

- 足立重和(2004)地域づくりに働く盆踊りのリアリテ ィー岐阜県郡上市八幡町の郡上おどりの事例から ー,フォーラム現代社会学(3):83-95.
- 伊東佳那子(2017) 盆踊りの禁止と復興に関する歴史 的研究-岐阜県郡上おどりを事例に-,2017 年度 笹川スポーツ研究助成研究成果報告書,pp.80-86.
- 小林直弥(2011) 盆踊りの研究Ⅲ-近現代における盆 踊りの存在意義とその役割-,日本大学芸術学部 紀要:27-38.
- 高橋教雄(2013) 歴史探訪 郡上踊り,梨逸書屋, p.122.
- 成沢光(2011)現代日本の社会秩序-歴史的起源を 求めて,岩波書房,pp.28-82.
- 兵藤裕己(2005)演じられた近代<国民>の身体と パフォーマンス,岩波書店,pp.2-3.
- 文化庁(1996)国指定重要文化財等データベー ス,http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetail s.asp(2018年2月28日閲覧).
- 文化庁(不明)文化芸術の振興に関する基本的な方針, http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunka\_gyosei/h oshin/index.html(2019年1月8日閲覧).
- 渡邉 秀司 (2007)「創造」する伝統について, 佛大 社会学,31,pp.1-13.

この研究は笹川スポーツ研究助成を受けて実施したも のです。

を や 加スポーツ財団 SASAKAWA SPORTS FOUNDATION